

平成25年 No.38

○東京学芸大学学部研究生規程の一部を改正する規程

改正理由

健康診断を出願書類等として提出させていたが，受入れ決定後に提出させるよう変更するもの。

承認経過

平成25年10月23日 教育研究評議会 審議・承認

○東京学芸大学科目等履修生規程の一部を改正する規程

改正理由

出入国管理及び難民認定法並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正等に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成25年10月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学部研究生規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年10月24日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第32号

東京学芸大学学部研究生規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学部研究生規程（昭和60年規程第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

平成25年規程第33号

東京学芸大学科目等履修生規程の一部を改正する規程

東京学芸大学科目等履修生規程（平成5年規程第14号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学部研究生規程の一部改正について

改正理由：健康診断を出願書類として提出させていたが、受入れ決定後に提出させるよう変更するもの。

改 正				現 行					
〔省 略〕 (出願書類等) 第4条 研究生の出願書類等は、別表第1のとおりとする。 〔省 略〕				〔省 略〕 (出願書類等) 第4条 研究生の出願書類等は、別表第1のとおりとする。 〔省 略〕					
別表第1				別表第1					
出願書類等		研究生区分	委 託 研究生	一般の 研究生	出願書類等		研究生区分	委 託 研究生	一般の 研究生
(1) 願 書 (本学所定のもの)			○	○	(1) 願 書 (本学所定のもの)			○	○
<u>削除</u>					<u>(2) 健康診断書 (本学所定のもの)</u>			<u>○</u>	<u>○</u>
<u>(2)</u> 卒業証明書 (最終出身学校のもの)				○	<u>(3)</u> 卒業証明書 (最終出身学校のもの)				○
<u>(3)</u> 成績証明書 (最終出身学校のもの)				○	<u>(4)</u> 成績証明書 (最終出身学校のもの)				○
<u>(4)</u> 委託機関の長の依頼状			○		<u>(5)</u> 委託機関の長の依頼状			○	
<u>(5)</u> 所属長の本人に関する調査書 (本学所定のもの)			○		<u>(6)</u> 所属長の本人に関する調査書 (本学所定のもの)			○	
<u>(6)</u> 検定料			*○	○	<u>(7)</u> 検定料			*○	○

備考 1 ○印は研究生区分による提出必要書類等を示す。
2 ＊印は第 11 条に該当する者は除く。

〔省 略〕

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 24 日から施行する。

備考 1 ○印は研究生区分による提出必要書類等を示す。
2 ＊印は第 11 条に該当する者は除く。

〔省 略〕

東京学芸大学科目等履修生規程の一部改正について

改正理由： 出入国管理及び難民認定法並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省 略〕 (入学の出願) 第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、指定の期日までに提出しなければならない。 (1) 願書・履歴書 <u>(削 除)</u> <u>(2) 最終出身学校の成績証明書</u> <u>(3) その他本学が必要と認める書類</u> 2 日本国籍を有しない者にあつては、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。 (1) <u>住民票（市・区役所で発行。国籍、在留資格及び期間が記載されたもの。）</u> (2) 科目等履修生調書 (3) 独立行政法人日本学生支援機構が交付する日本留学試験成績通知書又は日本国際教育支援協会等が交付する日本語能力認定書 (4) その他日本語能力を証明することのできる書類 〔省 略〕 (履修制限) 第10条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、20単位以内とする。 <u>2 既に単位を修得した授業科目は、履修できない。</u> <u>3 授業科目によっては、履修を許可されない場合がある。</u> 〔省 略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成25年10月24日から施行する。</u>	〔省 略〕 (入学の出願) 第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、指定の期日までに提出しなければならない。 (1) 願書・履歴書 <u>(2) 健康診断書</u> <u>(3) 最終出身学校の成績証明書</u> <u>(4) その他本学が必要と認める書類</u> 2 日本国籍を有しない者にあつては、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。 (1) <u>外国人登録済証明書</u> (2) 科目等履修生調書 (3) 独立行政法人日本学生支援機構が交付する日本留学試験成績通知書又は日本国際教育支援協会等が交付する日本語能力認定書 (4) その他日本語能力を証明することのできる書類 〔省 略〕 (履修制限) 第10条 科目等履修生が1年間に履修できる単位数は、20単位以内とする。 <u>2 授業科目によっては、履修を許可されない場合がある。</u> 〔省 略〕